## 研究計画概要

助成年度・種別	2017年度 一般研究助成
研究代表者	城下裕二
所 属	北海道大学大学院法学研究科
研究テーマ	裁判員裁判における「更生に資する量刑基準」の構築
研究計画概要	制度開始から今年で8年目を迎えようとしている裁判員裁判では、従来にも増して、被告人のための「更生に資する刑罰」を科すべきであるとの考え方が広がり、これによって社会の安全を実現しようとする傾向が強まっているといわれる。新たに導入された「刑の一部執行猶予」も、こうした動きを推し進めるものとみられる。  他方、最高裁平成26年判決は、量刑結果の「公平性」を強調し、これまでの量刑傾向を変更するには「具体的、説得的根拠」が提示される必要があるとした。確かに、裁判員裁判においても従来の裁判(体)との連続性を考慮すべきであり、量刑に不公平さをもたらすことは回避しなければならない。ただ、量刑の公平性を維持するには、いわゆる「行為責任主義」を原則とする必要があるところ、行為責任のみを量刑の基礎とし、単に事案相互の公平性を追求するだけでは、「更生に資する刑罰」の実現は困難となる。そこでは、新たな判断基準・考慮事情の検討が求められているのである。  本研究では、実務における量刑傾向の実体を調査・分析した上で、それを前提としつつも、具体的・説得的根拠に支えられたあるべき「更生に資する量刑基準」の構築を試みる。
選考委員からの コメント	裁判員裁判制度は、ほぼ定着した。裁判員裁判が依拠する「量 刑検索システム」は非公開であるが、裁判例を通して、量刑に影響 を与える因子は析出できる可能性があろう。量刑論を手掛けてきた 研究者による分析が期待される。そして、一般的な量刑基準を求め るのではなく、「更生に資するか否か」という視点から分析すること も意味があると思われる。比較研究の対象としてイギリスを選んだ ことも、興味深い。